

令和5年度横浜版脱炭素化モデル事業 質問回答書

分類	No.	質問	回答
提案資格	1	横浜市競争参加資格登録がされている会社のみが参加可能ですか。	横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿に登録されていない業者であっても提案は可能です。
	2	本事業の内容より、横浜市競争参加資格に登録している支店ではなく、本社部署で申し込むことは可能でしょうか。 (例) 横浜市競争参加資格〇〇株式会社横浜支店(競争登録会社) 参加会社〇〇株式会社東京支店(本部機能あり。)	例による「参加会社」であれば、申込が可能です。なお、法人又は法人格を有しない団体であっても、規約や役員を選任があるなど組織としての体制が整っている団体であれば対象となります。
基本条件	3	3本提案募集の基本条件(11)「本事業に際し、既に、地域住民・企業などが一体となる体制～」と記載がございますが、地域住民・企業のどちらかと理解して宜しいでしょうか。	地域住民と企業などの両者を含みます。
補助金	4	市の補助金と国(各省庁)の補助金を併用してもよろしいでしょうか。	国並びに本市の補助金要綱等の規定に抵触することがなく、各々の補助金の使途が各補助金要綱に依りて明確である場合には、併用が可能です。
その他	5	8提案にあたっての留意点(6)「本事業において事業計画に変更が生じる場合は、事前に横浜市と協議のうえ決定していきます」と記載がございますが、事前とはいつまでを指すのでしょうか。	変更後の計画を実施する前までを指しています。